

「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の進ちょく状況について

本市では、これまでから、外郭団体の改革に向け、統廃合や補助金・派遣職員数の削減など本市の財政的・人的関与の見直しに取り組んできました。

しかしながら、外郭団体の創設時からの社会経済情勢の変化に伴い、行政が関与すべき事業領域の変化や公共分野の担い手の多様化等により、外郭団体の必要性はさらに限られたものとなっております。

このため、「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」（平成24年3月策定）において、具体的な取組項目の一つに「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」を掲げ、外部有識者である外郭団体経営評価専門員の御意見も踏まえ、各団体の「今後の方向性」について検討を進めてまいりました。

外郭団体の「今後の方向性」の考え方やその検討状況については、平成26年4月21日の経済総務委員会に御報告（内容は参考を参照）いたしましたが、その後、更に検討を深めることにより、昨年度の20団体に加え、新たに5団体について「今後の方向性」を定めましたので、御報告いたします。

参考 経済総務委員会（平成26年4月21日）への主な報告内容

1 「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の背景

(1) 外郭団体を取り巻く環境の大きな変化

指定管理者制度の本格導入や公益法人制度改革、NPO法人制度の進展などにより、外郭団体ではない団体でも参入できる領域が拡大するとともに、公共的・公益的な活動を担い得る団体が増加した。

さらに、財政健全化法における将来負担比率の採用など、経営基盤の安定化や効率的な運営の要請が強まっている。

(2) 外郭団体の経営改革の進展

外郭団体への補助金や職員派遣など、本市の支援への依存度が低下しているとともに、債務超過団体が解消するなど、経営状況が改善している。

【経営改革の進展状況】^(※1)

	平成15年度 (A)	平成27年度 (B)	(B) - (A)
補助金 ^(※2)	37.8億円	13.3億円	△24.5億円
派遣職員数 ^(※3)	316人	87人	△229人
債務超過団体数	4団体	0団体	△4団体
外郭団体数	49団体	30団体	△19団体

※1 各年度当初(予算)による比較である。ただし、債務超過団体数は直近の決算による。

※2 運営補助金及び事業補助金の合計額

※3 研修派遣及び京都市交響楽団関連の派遣を除く。

(3) 外郭団体の役割等の変化

外郭団体について、その役割は、行政の代行・補完から参加と協働の市政・まちづくりの担い手へ、本市との関係は、支援・指導されるものから対等・協力の関係へと変化している。

その結果、これまでの経営指導をはじめとする本市の強い関与を必要とせず、自律的に活動の幅を広げていくことが期待される団体が増加している。

他方では、引き続き外郭団体として位置付け、本市の関与の下、まちづくりの公的主体の一つとして、継続的に活動する団体も存在している。

- (4) 「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の推進
各団体の活動の実態を踏まえ、「外郭団体」としての位置付けが引き続き必要な団体と、それ以外の団体を見極め、それぞれにふさわしい今後の方向性を検討する必要がある。

2 外郭団体の今後の方向性

- (1) 自律化(公共サービス等の担い手として自律的に活動すべき団体)【7団体】

外郭団体としての位置付け(本市による強い関与)がなくても、主要な業務の実施に支障がない団体であり、その経営状況等を踏まえ、段階的に自律化を推進する。

今後の方向性が「自律化」と判断される団体

- ◇ 外郭団体ではない団体によっても営まれている業務を主要な業務としているもの
- ◇ 業務のほとんど全てが本市から受託したものであり、契約や協定によって、適正な執行を監理できるもの など

段階的な自律化(非外郭団体化)の推進

第一段階：人的・財政的関与の見直し(職員派遣、運営補助金の廃止など)

第二段階：自律的な経営の推進(専門性や競争力の強化、人材や独自財源の確保など)

第三段階：資本的関係の見直し(本市の出資・出えん率を25%未満に引き下げ、外郭団体の位置付けを解消)

(2) 存続（外郭団体として、継続的に活動すべき団体）【11団体】

外郭団体としての位置付け（本市による強い関与）が主要な業務の実施に欠かせない団体であり、引き続き、外郭団体として、本市と密接な連携を保ちつつ活動し、より一層、効果的かつ効率的な業務の執行に努める。

今後の方向性が「存続」と判断される団体

◇ 本市の政策を効果的、効率的に推進するために、特殊性の高い業務の担い手として、強い連携が求められるもの

◇ 本市に代わってインフラ的施設を設置し、その管理運営を主要な業務としているもの

(3) 解散【2団体】

今後の方向性が「解散」と判断される団体

◇ 主要な業務の施策的メリットや社会的ニーズが失われている団体

上記の(1)(2)(3)のほか、規模が小さく経営基盤が脆弱な団体等については、統合により経営の安定化、効率化を図る。

(4) 今後の方向性について、引き続き検討を深める団体【11団体】

1 平成26年度末までに、新たに結論を得た団体

(1) 自律化（2団体）

ア 外郭団体ではない団体によっても営まれている業務を主要な業務としているもの

（公財）京都市森林文化協会

イ 公募の指定管理業務を主要な業務としているもの

（公財）京都市都市緑化協会

(2) 存続（3団体）

本市の政策を効果的、効率的に推進するために、特殊性の高い業務の担い手として、強い連携が求められるもの

（公財）京都伝統産業交流センター、（公財）京都高度技術研究所

（公財）京都市景観・まちづくりセンター

※ 全団体の今後の方向性については別紙1を参照

2 中期経営計画の策定について

「今後の方向性について結論を得た団体」は、平成27年6月末を目途に、自律化に向けた経営課題への対応や自主的な経営改善の取組など、「今後の方向性」を実現するための業務面、財務面及び組織面に係る基本の方針を定めた中期経営計画（平成27年度～平成29年度）を策定し、公表します。

一方、「今後の方向性について、検討を継続する団体」は、遅くとも平成27年度末までに結論を得たうえで、中期経営計画を策定します。

外郭団体の「今後の方向性」一覧表

今後の方向性	今後の方向性の決定理由	団 体 名
① 自律化 (非外郭団体化) 【9団体】	外郭団体ではない団体によっても営まれている業務を主要な業務としているもの	(社福) 京都社会福祉協会 (社福) 京都福祉サービス協会 (一財) 京都市都市整備公社 (公財) 京都市森林文化協会
	公募の指定管理業務を主要な業務としているもの	(公財) 京都市体育協会 (公財) 京都市健康づくり協会 (株) 京都産業振興センター (公財) 京都市都市緑化協会
	業務のほとんど全てが本市から受託したものであり、契約や協定によって、適正な執行を監理できるもの	(一財) 京都市上下水道サービス協会
② 存続 【14団体】	本市の政策を効果的、効率的に推進するために、特殊性の高い業務の担い手として、強い連携が求められるもの	(公財) 大学コンソーシアム京都 (公財) 京都市埋蔵文化財研究所 (公財) 京都市音楽芸術文化振興財団 (公財) 京都市芸術文化協会 京都市住宅供給公社 (一財) 京都市防災協会 京都地下鉄整備(株) (公財) 京都市生涯学習振興財団 (公財) 京都伝統産業交流センター (公財) 京都高度技術研究所 (公財) 京都市景観・まちづくりセンター
	本市に代わってインフラ的施設を設置し、その管理運営を主要な業務としているもの	京都御池地下街(株) 京都醍醐センター(株) 京都シティ開発(株)
③ 解散 【2団体】	主要な業務の施策的メリットや社会的ニーズが失われている団体	京都市土地開発公社 (一財) 京都市立浴場運営財団(※2)

今後の方向性について、検討を継続する団体【6団体】

- (公財) 京都市環境保全活動推進協会
- (公財) 京都市国際交流協会
- (公財) 京都市ユースサービス協会
- (公財) 京都市男女共同参画推進協会
- (公財) きょうと京北ふるさと公社
- (公財) 京都市障害者スポーツ協会

(※1) 網掛けしている団体は、「平成26年度末までに、新たに結論を得た団体」である。

(※2) 京都市立浴場運営財団は、平成26年度末で解散済みである。